

荷役5大災害防止対策チェックリスト

（荷主、配送先、元請事業者等用）

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない ー：該当なし

| 災害の種類 | チェック項目 | チェック (○、△、 ×の記入) | 改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください) |
|------------|--|------------------------|--|
| 共通事項 | <p>保護帽の着用</p> <p>荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか（事前に陸運事業者との間で取り決め等をしておくことが望まれる）。</p> | | |
| 墜落・転落災害 | <p>安全に作業できる設備の設置</p> <p>荷主等が管理する施設において、プラットフォーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。</p> | | |
| | <p>荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置していますか。</p> | | |
| 荷崩れ | <p>安全なパレットの提供</p> <p>荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。</p> | | |
| フォークリフト使用時 | <p>適切な資格者による運転</p> <p>陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。</p> | | |
| | <p>荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。</p> | | |
| | <p>構内使用ル</p> <p>荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使</p> | | |

| | | | | |
|-------------|-----------------------|---|--|--|
| | 一 ル の 作 成・ 掲 示 | 用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。 | | |
| | 安全設備の 設置等 | 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。 | | |
| | 走行場所の 区分 | 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。 | | |
| 無人暴走 | 降雪・凍結 時の配慮 | 荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。 | | |
| トラック後 退時 | 誘導員の配 置 | 荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。 | | |
| | 走行場所の 区分 | 荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。 | | |

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>